

一般社団法人 人吉球磨観光地域づくり協議会 役員報酬に関する基準

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人人吉球磨観光地域づくり協議会(以下「当法人」という。)定款第16条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち当法人を主たる勤務場所として労働する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外をいう。
- (4) 報酬とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞その他の職務執行の対価として受領する財産上の利益をいい、費用と明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、常勤役員については、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬額は、役員報酬基準額(別表1)に基づき、会長が理事会の承認を得て定める。ただし、当法人の常勤の職員を兼ねる場合、報酬は支給しないものとする。
2 非常勤役員には、報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずるものとする。

(費用)

第6条 当法人は、役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについてはあらかじめ支払うものとする。
2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は別に定める職員を対象とする給与規程に準ずるものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、社員総会の議決により行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、令和3年6月15日から施行する。

(別表1)

役員報酬基準（月額）	360,000 円以内
------------	-------------